

徳島県告示第三百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス西新浜町店

徳島市西新浜町一丁目六三番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となった届出に係る告示

令和六年徳島県告示第九十三号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件

）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場の用に供する部分については、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）等の基準によること。

出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講じること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物は、可燃ごみ又は資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。

古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

特定建設資材を使用する新築工事においては、基準に従って工事現場で分別し再資源化等することが義務づけられており、工事着手の七日前までに、分別解体等の計画等について徳島市建築指導課に届出すること。

4 騒音の発生に係る事項

敷地内で発生する騒音の低減に努めるとともに、周辺住民から苦情を受けた場合は誠実に対応すること。

5 廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別すること。分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

6 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠、形態、色彩等は避けること。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和六年六月二十八日から同年七月二十八日まで

